

令和7年6月

市議会定例会提出議案説明書

総務部総務課

提出議案件数

1 議 案	28件
(1) 条 例	9件
	(制定2件、改正7件)
(2) 予 算	7件 (補正7件)
(3) そ の 他	9件
① 工事請負契約について	1件
② 財産取得について	4件
③ 訴えの提起について	1件
④ 福島県市町村総合事務組合規約の変更について	1件
⑤ 専決処分の承認を求めることについて	2件
(4) 人 事	3件 (追加提案予定)
① 固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めること について	1件
② 川部財産区管理委員選任の同意を求めることについて	1件
③ 川前財産区管理委員選任の同意を求めることについて	1件
2 報 告	11件
① 令和6年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について	
② 令和6年度いわき市温泉給湯事業特別会計継続費繰越計算書について	
③ 令和6年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について	
④ 令和6年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算書について	
⑤ 令和6年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
⑥ 令和6年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	
⑦ 令和6年度いわき市一般会計事故繰越し繰越計算書について	
⑧ 令和6年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について	
⑨ 令和6年度いわき市病院事業会計予算繰越計算書について	
⑩ 令和6年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について	
⑪ 専決処分の報告について	
3 提 出	6件
・ いわき市土地開発公社外5法人の経営状況について	
4 諮 問	9件 (追加提案予定)
・ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9件

議案番号	第1号	所属部課名	生活環境部 環境企画課
案件名	いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例の制定について		
主 な 内 容	<p>再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理を図る観点から、再生可能エネルギー発電設備の設置について事業者が遵守すべき事項等を定めるため、本条例を制定するもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 制 定 内 容)</p> <p>1 適用を受ける事業（第8条関係） 発電出力10キロワット以上の事業（住宅等の屋根に設置される太陽光発電等適正な管理が見込まれるもの等を除く。）に適用する。</p> <p>2 事業者の手続き（第9条、第11条及び第14条関係）</p> <p>(1) 事業に係る計画の概要に関する書類を作成し、提出しなければならない。</p> <p>(2) 届出を行う前に、地域住民等に対し、事業の計画に関する説明会を開催しなければならない（固定価格買取制度（FIT）等で説明会等を開催する場合は省略可）。</p> <p>(3) 工事に着手する30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 市が講じる行政指導等（第18条及び第21条—第23条関係）</p> <p>(1) 事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導・助言又は勧告することができる。</p> <p>(2) 事業者が法令に違反している疑いがあると認められるときは、事業者の氏名等を国その他関係機関に通報するものとする。</p> <p>(3) 事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、事業者の氏名等を公表することができる。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 令 和 7 年 10 月 1 日)</p>		
摘 要	<p>○ 本条例の施行日前に工事に着手した者については、この条例の規定（一部を除く。）は、適用しない。</p> <p>○ 市長は、自然環境等の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止を図る観点から、おおむね3年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>		

議案番号	第2号	所属部課名	こどもみらい部 保育・幼稚園課
案件名	いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		

主

令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について市町村の条例で定めることとされたことから、当該基準を定めるため、本条例を制定するもの。

(主 な 制 定 内 容)

な

1 設備の基準（第22条関係）

利用児童の年齢	設備の基準	面積
満2歳未満	乳児室又はほふく室及び便所	乳児室は1人につき1.65㎡以上 ほふく室は1人につき3.3㎡以上
満2歳以上	保育室又は遊戯室及び便所	保育室又は遊戯室は1人につき1.98㎡以上

内

2 職員の配置基準（第23条関係）

利用児童の年齢	配置の基準	備考
満1歳未満	おおむね3人につき1人以上	半数以上は保育士とする。 1事業所につき乳児等通園支援従事者は2人以上とする。
満1歳以上	おおむね6人につき1人以上	

容

(施 行 日 公 布 の 日)

摘

○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行うもの。

- ・ 対象児童 0歳6か月以上満3歳未満
- ・ 実施場所 保育所等
- ・ 利用時間 1か月あたり10時間（上限）

※ 令和8年度以降は国において引き続き検討。

要

- ・ 利用料 1時間あたり300円程度（予定）

摘要	<p>○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要</p> <p>保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児童 0歳6か月以上満3歳未満 ・ 実施場所 保育所等 ・ 利用時間 1か月あたり10時間（上限） <p>※ 令和8年度以降は国において引き続き検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料 1時間あたり300円程度（予定）
----	---

議案番号	第3号	所属部課名	総務部	情報政策課
案件名	いわき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正について			
主 な 内 容	<p>指定管理者が管理する公共施設の使用許可申請等について、市民の利便性の一層の向上を図る観点から、オンライン化の対象とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>条例の適用対象となる市の機関に指定管理者を追加する。</p> <p style="text-align: center;">(施行日 公 布 の 日)</p>			
摘 要	<p>○ オンライン化の対象</p> <p>指定管理者が管理する公共施設の使用に係る申請、許可、キャッシュレス決済等の手続きを対象とする。</p>			

議案番号	第4号	所属部課名	総務部	人事課
案件名	いわき市職員の育児休業等に関する条例の改正について			

主
な
内
容

令和7年1月8日に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度が拡充されることから、所要の改正を行うもの。

(改正 内 容)

1 取得形態の追加

区 分	現 行	改 正
取得形態	1日につき2時間以内	次のいずれかによる。 ① 1日につき2時間以内 ② 1年につき77時間30分 (10日相当)以内
取得単位	30分単位	①の場合は30分単位 ②の場合は1時間単位

2 取得時間の柔軟化

1日につき2時間以内の取得形態を選択する場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりとしていた取得時間の要件を廃止する。

(施行日 令和7年10月1日)

摘
要

議案番号	第5号	所属部課名	財政部	税務課		
案件名	いわき市税条例の改正について					
主 な 内 容	<p>令和7年3月31日に公布された「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正され、個人住民税の特定親族特別控除が創設されること等から、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 改 正 内 容)</p> <p>1 個人住民税の特定親族特別控除の創設 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から新たに控除額を控除することとする。</p> <p style="text-align: center;">(施行日 令和8年1月1日)</p> <p>2 市たばこ税の課税標準の見直し 加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、当分の間、加熱式たばこの区分に応じ、それぞれに定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。</p> <p style="text-align: center;">(施行日 令和8年4月1日)</p> <p>3 個人市民税における寄附金税額控除対象法人の追加</p> <table border="1" data-bbox="295 1534 1173 1612" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法人名称</td> <td style="padding: 5px;">福島国際研究教育機構</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(施行日 公 布 の 日)</p>				法人名称	福島国際研究教育機構
法人名称	福島国際研究教育機構					
摘 要	<p>○ 加熱式たばこの区分による換算方法</p> <p>1 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算</p> <p>2 上記1以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算</p>					

議案番号	第6号	所属部課名	市民協働部	国保年金課
案件名	いわき市国民健康保険税条例等の改正について			

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和7年4月1日に施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うもの。

(改正 内 容)

1 いわき市国民健康保険税条例の改正

(1) 賦課限度額の改正(第2条及び第17条関係)

区 分	現 行	改 正
基礎課税額	65万円	<u>66万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	<u>24万円</u>	<u>26万円</u>
介護納付金課税額	17万円	17万円
合計	<u>106万円</u>	<u>109万円</u>

(2) 軽減基準の改正(第17条関係)

区分	現 行	改 正
7割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <u>29.5万円</u> × (被保険者数)	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <u>30.5万円</u> × (被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <u>54.5万円</u> × (被保険者数)	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <u>56万円</u> × (被保険者数)

2 いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正

○ 減免申請に係る特例の期間の改正(附則第3項関係)

東日本大震災に伴う、帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等からの転入世帯に係る国民健康保険税の減免申請の特例について、令和6年度分までとしていた対象期間を、令和7年度分まで延長する。

(施行日 公 布 の 日)

摘要

議案番号	第7号	所属部課名	保健福祉部 障がい福祉課
案件名	いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の改正について		

地域生活支援事業における「移動支援事業」の利用に係る手数料について、近年の物価及び人件費の高騰等を踏まえ、類似の法定サービスである「通院等介助」と同額とするため、所要の改正を行うもの。

(改正 内 容)

○ 移動支援事業（別表第2（第5条関係）関係）

主 な 内 容	所要時間	身体介護を伴う場合		身体介護を伴わない場合	
		現 行	改 正	現 行	改 正
	30分未満	2,300円	2,560円	800円	1,060円
	30分以上 1時間未満	4,000円	4,040円	1,500円	1,970円
	1時間以上 1時間30分未満	5,800円	5,870円	2,250円	2,750円
	1時間30分以上 2時間未満	30分毎に 820円を加算	6,690円	30分毎に 750円を加算	3,450円
	2時間以上 2時間30分未満		7,540円		30分毎に 690円を加算
	2時間30分以上 3時間未満		8,370円		
	3時間以上 3時間30分未満		9,210円		
	3時間30分以上		30分毎に 830円を加算		

(施行日 令和7年10月1日)

摘 要 ○ 地域生活支援事業
市町村が、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。

議案番号	第8号	所属部課名	こどもみらい部 保育・幼稚園課
案件名	いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について		
主 な 内 容	<p>令和7年1月31日に公布された「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令」により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、家庭的保育事業者等について、連携施設の確保の要件が見直されたこと等から、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 改 正 内 容)</p> <p>○ いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正</p> <p>1 連携施設の確保を要しないこととすることができる規定の見直し (第7条関係)</p> <p>(1) 保育内容支援 次の要件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育内容支援連携協力者が適切に確保されている。 ・ 保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている。 ・ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする措置が講じられている。 <p>(2) 代替保育 次の要件のうち、いずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替保育連携協力者が適切に確保されている。 ・ 市長が代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難である。 <p>2 連携施設確保の経過措置期間の延長（附則関係） 連携施設の確保をしないことができる期間について、当初の施行日である平成27年4月1日から起算して15年に延長する。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 公 布 の 日)</p>		

摘要

○ 連携施設の概要

- ・ 定員が19人までとなっている家庭的保育事業者等は、原則として3歳未満児を受け入れの対象としている事業の性格を踏まえ、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。

(連携する項目と主な内容)

項目	主な内容 (具体例)
(1) 保育内容の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設で調理した給食の搬入 ・ 連携施設の嘱託医による合同健康診断 ・ 園庭開放 ・ 合同保育
(2) 代替保育の提供	家庭的保育事業者等の職員が急病の場合などにおける支援。
(3) 卒園後の受け皿	家庭的保育事業等を卒園した後の確実な受け皿 (転園先) の確保による保護者の安心感や事業の安定性の確保。

○ 保育内容支援連携協力者

保育士資格を有する職員の配置を必須とする小規模保育事業者又は事業所内保育事業者であって、保育内容支援に協力を行うもの。

○ 代替保育連携協力者

次の事業者であって代替保育に協力を行うもの

- ・ 家庭的保育事業者等の事業実施場所以外で代替保育を提供する場合
保育士資格を有する職員の配置を必須とする小規模保育事業者又は事業所内保育事業者
- ・ 家庭的保育事業者等の事業実施場所内で代替保育を提供する場合
上記事業者と同等の能力を有すると市が認めたもの

議案番号	第9号	所属部課名	土木部	住宅営繕課
案件名	いわき市市営住宅条例の改正について			

建物の老朽化に伴い、市営住宅南白土団地等14団地141戸等について、その用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。

(改 正 内 容)

1 用途廃止による削除（別表第1（第2条関係）関係）

主
な
内
容

位 置	戸 数		
	改正前	削除数	改正後
平南白土一丁目1番地の1	112	4	108
小名浜林城字大門1番地の1	86	15	71
小名浜林城字柳町8番地の1	40	5	35
江名字走出14番地	2	2	0
江畑町塙70番地の2	41	17	24
内郷高坂町一丁目113番地	52	11	41
内郷内町前田22番地	60	48	12
内郷白水町上代35番地	66	5	61
四倉町狐塚字古川82番地の2	16	8	8
四倉町狐塚字古川82番地の3	14	6	8
四倉町狐塚字東原47番地の2	18	6	12
小川町上小川字後原22番地	4	2	2
小川町上小川字北赤沼65番地	6	3	3
小川町高萩字家ノ前91番地	8	3	5
好間町北好間字山ノ坊70番地の1	1	1	0
好間町北好間字山ノ坊77番地	4	3	1
川前町川前字竹島70番地	2	2	0

2 用途廃止による削除（別表第5（第2条関係）関係）

名 称	位 置	床面積
内郷内町前田集会所	内郷内町前田22番地	96.47㎡
内郷宮町町田南集会所	内郷宮町町田35番地	96.47㎡

(施 行 日 公 布 の 日)

摘
要

○ 市営住宅の管理戸数

改正前	今回改正	改正後
7,669戸	△141戸	7,528戸

○ 共同施設（集会所）の管理戸数

改正前	今回改正	改正後
43施設	△2施設	41施設

議案番号	第10号～第16号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市補正予算			
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none">令和7年度いわき市一般会計補正予算（第1号）令和7年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）令和7年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第1号）令和7年度いわき市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）令和7年度いわき市競輪事業特別会計補正予算（第1号）令和7年度いわき市水道事業会計補正予算（第1号）令和7年度いわき市下水道事業会計補正予算（第1号）			
摘 要	○ 主な内容は別紙			

議案番号	第17号	所属部課名	教育委員会	学校支援課
案件名	工事請負契約について			
主 な 内 容	<p>「いわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事」</p> <p>1 契約の方法 一般競争入札</p> <p>2 契約金額 金740,300,000円</p> <p>3 工期 議会の議決を経た日の翌日から 令和8年7月31日まで</p> <p>4 契約の相手方 内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事 堀江・山木特定建設工事共同企業体 代表者 いわき市平字尼子町60番地の1 堀江工業株式会社 代表取締役社長 長谷川 浩 一 構成員 いわき市平谷川瀬三丁目1番地の4 山木工業株式会社 代表取締役 小 峰 良 介</p>			
摘 要	<p>○ 工事概要</p> <p>内郷第一中学校の校舎において、躯体の老朽化対策や内外装の更新などの長寿命化改修工事を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造 鉄筋コンクリート造 4階建て ・ 延床面積 5,203㎡ <p>※ 入札の状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者数 3者 ・ 落札率 92.6% </div>			

議案番号	第18号	所属部課名	消防本部	総務課
案件名	財産取得について			
主 な 内 容	<p>「消防団小型動力ポンプ付積載車 2WD」</p> <p>令和7年度消防機械整備事業として、消防団の災害出動時における消火活動の向上を図るため、老朽化した消防ポンプ自動車を更新するもの。</p>			
	1	取得物件の名称	消防団小型動力ポンプ付積載車 2WD	
2	数	量 3台		
3	取得価格	金28,644,000円		
4	取得の目的	非常備消防用		
5	取得の方法	一般競争入札による物件供給契約		
6	納期	令和7年12月19日		
7	物件の供給者	いわき市小名浜林城字塚前23番地の1 株式会社平成 代表取締役 鈴木庸平		
摘 要	<p>○ 配置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2支団 ・ 第3支団 ・ 第4支団 			

議案番号	第19号	所属部課名	消防本部	総務課
案件名	財産取得について			
主 な 内 容	<p>「消防団CD-I型消防ポンプ自動車 2WD」</p> <p>令和7年度消防機械整備事業として、消防団の災害出動時における消火活動の向上を図るため、老朽化した消防ポンプ自動車を更新するもの。</p> <p>1 取得物件の名称 消防団CD-I型消防ポンプ自動車 2WD 2 数 量 1台 3 取得価格 金23,760,000円 4 取得の目的 非常備消防用 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約 6 納 期 令和7年12月19日 7 物件の供給者 いわき市平字古鍛冶町4番地 株式会社磐水社 代表取締役社長 渡 辺 守 弥</p>			
摘 要	<p>○ 配置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7支団 			

議案番号	第20号	所属部課名	消防本部	警防課
案件名	財産取得について			
主 な 内 容	<p>「救助工作車Ⅱ型」</p> <p>令和7年度消防車両整備事業として、消防隊の災害出動時における機動力及び消防活動の向上を図るため、老朽化した消防車両を更新するもの。</p> <p>1 取得物件の名称 救助工作車Ⅱ型</p> <p>2 数 量 1台</p> <p>3 取得価格 金168,960,000円</p> <p>4 取得の目的 常備消防用</p> <p>5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約</p> <p>6 納 期 令和8年3月31日</p> <p>7 物件の供給者 いわき市小名浜住吉字飯塚58番地の1 いわきオール株式会社 代表取締役 角 口 孝 幸</p>			
摘 要	<p>○ 配置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勿来消防署 			

議案番号	第21号	所属部課名	教育委員会 学校支援課
案件名	財産取得について		
主 な 内 容	<p>「いわき市立小名浜学校給食共同調理場連続揚物機」</p> <p>いわき市立小名浜学校給食共同調理場の老朽化した調理機器の更新に伴い、連続揚物機を購入するもの。</p> <p>1 取得物件の名称 連続揚物機 2 数 量 2台 3 取得価格 金19,360,000円 4 取得の目的 老朽化した調理機器の更新 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約 6 納 期 令和7年8月18日 7 物件の供給者 いわき市久之浜町久之浜字北畑田60番地 有限会社坪井商会 代表取締役 坪 井 芳 夫</p>		
摘 要			

議案番号	第22号	所属部課名	土木部	住宅営繕課
案件名	訴えの提起について			
主 な 内 容	市営住宅入居者で、正当な理由がなく、長期にわたり家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴訟を提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。			
	1 事件名	いわき市市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴訟		
	2 事件の相手方	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> 氏 外13名		
	3 事件の内容及び請求の要旨	上記事件の相手方に対し、正当な理由がなく長期にわたり市営住宅家賃の滞納を続けているので、公営住宅法第32条第2項及びいわき市市営住宅管理条例第36条第2項の規定により、当該市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めるための訴訟を提起するものである。		
4 授權事項	市長は、和解、請求の放棄、第一審判決結果による上訴等必要な行為を行うことができるものとする。			
摘 要	<p>○ 事件の相手方の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訴訟基準 滞納月数12か月以上又は滞納家賃15万円以上の者で、支払能力がありながら家賃を納付しない者 ・ 訴訟件数 12件（14名） ・ 滞納額合計 10,598,700円（令和7年4月30日現在） 			

議案番号	第23号	所属部課名	消防本部	総務課
案件名	福島県市町村総合事務組合規約の変更について			
主 な 内 容	<p>南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散し、福島県市町村総合事務組合から脱退したことに伴い、当該事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び当該事務組合規約が変更となることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p style="text-align: center;">(変 更 内 容)</p> <p>当該事務組合規約の構成団体から、「南会津地方環境衛生組合」を削る。</p>			
摘 要	<p>○ 福島県市町村総合事務組合の概要</p> <p>地方自治法第284条に規定する一部事務組合であり、昭和54年4月に設立されたもの。</p> <p>1 主な共同処理事務</p> <p>(1) 市町村等の職員に対する退職手当の支給に関する事務</p> <p>(2) 非常勤消防団員の公務上の災害に対する補償事務</p> <p>(3) 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務</p> <p>(4) 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務</p> <p>(5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務上又は通勤による災害に対する補償事務</p> <p>※ うち、本市にかかる事務は(2)及び(3)の事務</p> <p>2 構成団体（令和7年4月1日現在）</p> <p>福島県内59の全市町村及び26の一部事務組合</p>			

議案番号	第24号	所属部課名	財政部	税務課
案件名	専決処分の承認を求めることについて			

主
な
内
容

地方自治法第179条第1項に基づき、次の事項を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

専決第3号
 「いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の改正について」
 令和7年3月31日専決

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったもの。

(主 な 改 正 内 容)

1 軽自動車税種別割の税率に係る2輪車の車両区分の見直し
 道路交通法施行規則及び道路運送車両法施行規則の一部改正に基づき、原動機付自転車に総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）が位置づけられることに伴い、軽自動車税種別割の税率について、次の見直しを行うもの。

原動機の種類	内燃機関 (総排気量cc)	電動モーター (定格出力)	税 額
総排気量又は 定格出力	—	特定小型	2,000円
	50cc以下	0.6kW以下	2,000円
	90cc以下	0.8kW以下	2,000円
	<u>125cc以下かつ最 高出力4.0kW以下</u>	—	<u>2,000円</u>
	125cc以下	1.0kW以下	2,400円
	ミニカー		3,700円

※新設

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主 な 内 容</p>	<p>2 大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置の改正</p> <p>大規模修繕等が行われたマンションに対する翌年度分の固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、かつ、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした上で、その対象資産の修繕等に係る適用期限を2年延長するもの。</p> <p style="text-align: center;">（施行日 令和7年4月1日）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">摘 要</p>	<p>○ 固定資産税の減額措置対象となるマンションの主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること ・ 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること ・ 大規模修繕工事の実施に必要な修繕積立金が確保されていること

議案番号	第25号	所属部課名	財政部	税務課
案件名	専決処分の承認を求めることについて			

地方自治法第179条第1項に基づき、次の事項を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

専決第4号
「いわき市税特別措置条例の改正について」
令和7年3月31日専決

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく固定資産税の不均一課税の適用期限が総務省令により延長され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったもの。

(改 正 内 容)

○ 原子力発電施設等立地地域において、法人等が新增設した資産に対する固定資産税の不均一課税（通常税率の初年度10分の1、第2年度4分の1、第3年度2分の1）の適用期限を延長する。

項目	現 行	改 正
適用期限	令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで

(施行日 令和7年4月1日)

摘
要

報告番号	第1号	所属部課名	財政部 財政課
案件名	令和6年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について		
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 常磐地区交流拠点施設整備PPP/PFIアドバイザー業務委託 ・ 支所庁舎非常用発電設備整備事業 ・ 遠野支所庁舎整備事業 ・ 南部清掃センターごみホッパ整備事業 ・ 海竜の里センター観覧車等解体事業 ・ 道路構造物長寿命化事業 ・ 緊急重点河川改良事業 (山王田川・窪根川・赤沼川) ・ 駅前広場等長寿命化事業 (泉駅自由通路) ・ 旧白水小学校屋内運動場等解体事業 ・ 四倉地区交流・防災拠点施設整備事業 ・ 内郷第一中学校校舎長寿命化改修事業 ・ 美術館非常用発電設備更新事業 		

報告番号	第2号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市温泉給湯事業特別会計継続費繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 第1配湯所配湯設備改修事業 			

報告番号	第3号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 平浄水場浸水災害対策工事 中部配水池新設工事 (重)小名浜南富岡配水管(第265-5号外)整備工事 (重)錦町配水管(第312-57号外)整備工事 山玉浄水場非常用自家発電設備新設工事 			

報告番号	第4号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 平蔵塚ポンプ場耐震耐水補強工事 中部浄化センター耐震補強工事 			

報告番号	第5号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について			
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎整備事業 ・ 総合コールセンター設置運営事業 ・ 施設管理経費 ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事務費 ・ 障害福祉サービス事務費等 ・ 公立保育所施設管理費 ・ 上水道安全対策事業出資金 ・ いわき森林再生事業 ・ 林業専用道路整備事業 ・ 製造業における省資源化・高効率化支援事業費補助金 ・ 幹線道路整備事業 ・ 歩道整備事業 ・ 道路構造物長寿命化事業 ・ 緊急水災害対策・排水施設整備事業 ・ 市街地再生整備推進事業 ・ さわやかトイレ・リフレッシュ事業 ・ 公共交通需要回復・利用促進緊急支援事業費補助金 ・ 街路事業 ・ 都市公園整備事業 ・ いわき駅並木通り地区市街地再開発事業 ・ 住宅管理費 ・ 災害時非常用備蓄品整備事業 ・ 地域防災計画改訂事業 ・ 小学校管理費（長寿命化事業分） ・ 小学校管理費（トイレ洋式化分） ・ 空調設備設置事業（小学校費） ・ 中学校管理費（長寿命化事業分） ・ 中学校管理費（トイレ洋式化分） ・ 空調設備設置事業（中学校費） 			

報告番号	第6号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勿来錦第一土地区画整理事業 			

報告番号	第7号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市一般会計事故繰越し繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園整備事業 ・ 現年度発生災害復旧費（道路橋りょう） 			

報告番号	第8号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽管更新事業 ・ 施設更新事業 ・ 災害対策事業 ・ 小名浜道路関連山田町水道管（第255-57号外）移設補償工事（その1） 			

報告番号	第9号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市病院事業会計予算繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none">医療器械整備事業			

報告番号	第10号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について			
主な内容	<ul style="list-style-type: none">管渠建設事業ポンプ場建設事業処理場建設事業			

報告番号	第11号	所属部課名	総務部	人事課
案件名	専決処分の報告について			

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

令和7年1月22日、いわき市小島町三丁目6番地の1において引き起こした公務上の交通事故に係る損害賠償額の決定。

主
な
内
容

事故の種類	相手方	損害賠償額	専決処分年月日
物損事故	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> 氏	金282,871円	令和7年4月8日

摘
要

○ 事故の状況等

令和7年1月22日午前9時15分頃、事業者駐車場において車両を後ろ向きで駐車しようとした際、後方確認不十分により、後方に駐車していた被害車両に接触したものの。

報告番号	第11号	所属部課名	消防本部	総務課
案件名	専決処分の報告について			

主
な
内
容

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

令和7年2月13日、いわき市小名浜字蛭川新川間35番地のいわき市消防団第2支団第2分団第3・4・5・6班機械置場兼団員詰所敷地内において引き起こした物損事故に係る損害賠償額の決定。

事故の種類	相手方	損害賠償額	専決処分年月日
物損事故	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> 氏	金50,030円	令和7年4月10日

摘
要

○ 事故の状況等
 令和7年2月13日午後2時00分頃、機械置場兼団員詰所敷地内に設置していた防草シート及び固定釘が暴風で外れた際、固定釘が同敷地内に駐車していた車両の前方部に接触したもの。

報告番号	第11号	所属部課名	消防本部	総務課
案件名	専決処分の報告について			

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

令和7年2月14日、[REDACTED]において引き起こした公務上の交通事故に係る損害賠償額の決定。

主
な
内
容

事故の種類	相手方	損害賠償額	専決処分年月日
物損事故	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 氏	金78,334円	令和7年4月18日

摘
要

○ 事故の状況等
令和7年2月14日午前9時52分頃、消防ポンプ自動車で火災出動した際、確認不十分により、被害者宅のフェンスに接触したもの。

報告番号	第11号	所属部課名	土木部	維持保全課
案件名	専決処分の報告について			

主
な
内
容

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

令和7年3月13日、いわき市自由ヶ丘61番の12地先の市道自由ヶ丘29号線において、道路管理瑕疵により発生した物損事故に係る損害賠償額の決定。

事故の種類	相手方	損害賠償額	専決処分年月日
物損事故	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 氏	金110,202円	令和7年4月22日

摘
要

○ 事故の状況等
 令和7年3月13日午後6時15分頃、被害車両が市道十五町目・若葉台線から市道自由ヶ丘29号線へ右折進入する際、横断側溝と周辺舗装との擦り付けが急であったため、舗装に接触し、車両バンパーを破損したものの。

報告番号	第11号	所属部課名	こどもみらい部 保育・幼稚園課
案件名	専決処分の報告について		

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

いわき市立江名幼稚園における、敷地賃借料の支払遅延に係る損害賠償額の決定。

主
な
内
容

事案	相手方	損害賠償額	専決処分年月日
支払遅延	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 15%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 60%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 20%; height: 1em; margin-bottom: 2px;"></div> 氏	金1,100円	令和7年5月7日

摘
要

○ 事案の状況等
 いわき市立江名幼稚園舎及び園庭の土地賃貸借において、契約に基づく令和7年度の賃借料につき、支払期限（令和7年4月30日）を超過したため、支払遅延に係る遅延損害金が生じたもの。

提出		所属部課名	
案件名			
主 な 内 容	<p>地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 いわき市土地開発公社経営状況について2 公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について3 公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について4 公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について5 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について6 株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について		
摘 要			

議案番号	第 号	所属部課名	財政部	市民税課
案件名	固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)			
主な内容	固定資産評価審査委員会委員6人のうち、1人の任期が令和7年6月27日で満了となるため、新たに選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるもの。			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 6人 ・ 任 期 3年 			

議案番号	第 号	所属部課名	農林水産部	林業振興課
案件名	川部財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)			
主な内容	川部財産区管理委員7人のうち、1人が令和7年3月25日に失職したため、新たに選任するに当たり、いわき市川部財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるもの。			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 7人 ・ 任 期 4年 			

議案番号	第 号	所属部課名	農林水産部	林業振興課
案件名	川前財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)			
主な内容	川前財産区管理委員7人のうち、1人の任期が令和7年6月27日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市川前財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるもの。			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 7人 ・ 任 期 4年 			

<p>諮問番号</p>	<p>第1号～第9号</p>	<p>所属部課名</p>	<p>市民協働部 男女共同・多文化共生センター</p>
<p>案件名</p>	<p>人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</p>		
<p>主 な 内 容</p>	<p>人権擁護委員のうち、9人の任期が令和7年12月31日で満了となるため、新たに推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。</p>		
<p>摘 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 20人 ・ 任 期 3年 		